

盛岡広域振興局長告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372200964	しわナーシングホーム虹株式会社	訪問介護事業所虹のいえ	紫波郡紫波町北日詰字大日堂2番地1	平成28年4月1日

2 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372200980	社会福祉法人爽生会	介護老人保健施設シェーンハイムやはば訪問リハビリテーション	紫波郡矢巾町土橋第11地割35番地1	平成28年4月1日

3 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372200972	しわナーシングホーム虹株式会社	デイサービス虹のいえ	紫波郡紫波町北日詰字大日堂2番地1	平成28年4月1日